

## 千葉県食品衛生 夏期対策期間

高温多湿となる6～9月は、食中毒が最も発生しやすい期間です。家庭でも注意して食中毒を防ぎましょう。

### 【注意点】

- 食品の購入時は、消費期限を確認し、肉・魚類は別々のビニール袋に入れる。
- 冷凍・冷蔵が必要なものは、すぐに冷凍（蔵）庫へ保管する。
- 調理前や食べる前は、必ず手を洗う。
- 肉や魚類は十分に加熱し、野菜は良く洗う。
- 中心部の温度が75℃で1分以上を目安に加熱する。
- 包丁・まな板は、食材によって使い分けるか、その都度洗って熱湯をかける。
- 冷凍食品は、冷凍や解凍を繰り返さないようにする。
- 料理は長時間放置しない。
- 時間が経ち過ぎたものは捨てる。

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

## 蚊の発生を 防ぎましょう



蚊は、デング熱やジカウイルスなどの感染症を媒介します。

これらの感染症を未然に防止するには、日頃から蚊の発生を抑制し、刺されないようにすることが大切です。

### ■対策のポイント

- 空き缶、古タイヤ、植木鉢の受け皿などは片付け、水が溜まらないようにする。
- 草むら・やぶは定期的に手入れをする。
- 蚊に刺されないよう長袖・長ズボンを着用し、虫よけ剤を使用する。

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

## 空き地の管理は適正に



空き地の雑草を放置しておくと、ごみの不法投棄や害虫など、近隣に思わぬ被害を与える場合があります。

所有者は、日ごろから土地の状況を把握しておくなど、適正管理を心掛けてください。

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

## 6月7日～13日 危険物安全週間

### 統一標語

【つかみ取れ!めざす無事故の頂上】

危険物施設の事故の多くは、慣れや油断からくる誤った取り扱いや、うっかりミスなど、人的な要因が原因となっています。

消防法に基づく定期検査や、効果的な日常点検を実施するとともに、施設の設置環境や経過年数などに応じた維持管理を実施し、危険物施設の安全対策の推進を図りましょう。

☎ 消防本部予防課 ☎ (92) 1313

## 6月 動物の正しい飼い方推進月間



次のことに注意して、適切に動物を飼いましょう。

- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなど、災害時などに放れてしまっても、飼い主がわかるようにしましょう。  
※犬は、首輪などに、市町村に登録をした際に交付される「鑑札」と狂犬病予防注射の「注射済票」をつけることが狂犬病予防法で義務付けられています。
- 飼い犬が人を噛んだときは、保健所へ届け出し、噛んだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせましょう。
- 猫は、フン尿や鳴き声などの被害防止や、感染症・交通事故の危険から守るために屋内で飼いましょう。
- 飼っている動物のフン尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 犬の放し飼いは禁止されています。
- 91日齢以上の犬・猫を合わせて10頭以上飼う場合は、保健所へ届出が必要です。
- 災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備しておきましょう。
- 適正に飼うことができない子を増やさないために、不妊・去勢手術を行いましょう。

### 動物の正しい飼い方に関する教室や講演の開催

県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的で開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方、動物由来感染症などに関する講演を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



☎ 県動物愛護センター ☎ (93) 5711

## 住宅用火災警報器の 設置・管理をしましょう



寝室及び寝室がある階の階段には、住宅用火災警報器を設置しましょう。

消防法ですべての戸建てへの設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、定期的な点検を行い、10年を目安に交換しましょう。

☎ 消防本部予防課 ☎ (92) 1313